

令和 6 年度 定期総会資料

川崎市立王禅寺中央小学校 P T A

- (1) 第 1 号議案 令和 5 年度活動報告
- (2) 第 2 号議案 令和 5 年度決算報告と会計監査
- (3) 第 3 号議案 P T A 規約および細則の改定(案)と P T A 個人情報取扱規約の改正(案)
- (4) 第 4 号議案 令和 6 年度 P T A 役員(運営委員)(案)
- (5) 第 5 号議案 令和 6 年度活動計画(案)
- (6) 第 6 号議案 令和 6 年度予算(案)
- (7) 第 7 号議案 P T A 組織図の改定
- (8) ご報告
- (9) ビジサポ加入のご案内(パンフレット)

第1号議案 令和5年度活動報告

役員・委員会	活動内容
運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会開催(年7回) ・総会資料、役員名簿、運営だより、運営委員会議事録、の作成(書記) ・学校行事への参加(入学式、運動会、卒業式、離退任式、中学校入学式) ・卒業イベントアンケート実施(副2) ・推薦委員活動連携(副1) ・王禅寺中央中学校区地域教育会議総会出席(会長、副1、校外委員長) 「ふれあいフェスティバル」「早野で冬の自然を楽しむ会」(副2) ・施設開放委員会委員長就任、出席(年3回)(会長) ・白山こども文化センター運営協議会参加(年1回)(副2) ・麻生区PTA協議会会长内副研修会参加(オンライン) ・麻生区PTA協議会会长会議参加(会長) ・麻生区PTA協議会内副会議参加(副1) ・麻生区PTA協議会運営委員会参加(副3) ・川崎市PTA協議会見舞金給付制度対応(副3) ・PTA総合補償制度加入、対応(副3) ・柿生地区社旗福祉協議会への参加(会長) ・PTA予算管理、会計業務(会計) ・PTA定期総会開催 ・麻生区青少年スポーツ振興会 ・その他、川崎市PTA連絡協議会、麻生区PTA協議会関連 ・PTA任意化に向けて活動の見直しと動画配信 ・母と女性教職員の会イベント参加 ・近隣地域行事参加
学年委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学年委員会取りまとめ ・麻生区PTA協議会研修会 ・次年度PTA活動における係り募集取りまとめ ・学校行事への参加(美化活動、運動会準備、当日手伝い)
成人委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・成人委員会取りまとめ ・家庭教育学級開催(年2回、給食試食会) ・サークル活動サポート(バレーボール、テニス、フィットネス) ・「成人委員会だより」発行(年2回) ・麻生区PTA協議会研修会
校外委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・校外委員会とりまとめ ・資源回収(王禅寺地区、白山地区)の周知、対応 ・麻生区PTA協議会研修会 ・交通安全対策協議会「春の交通安全キャンペーン」参加

	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室参加、手伝いの取りまとめ
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全母の会、総会参加 ・夏の交通事故防止キャンペーン参加 ・夏の交通安全指導のシフト作成、連絡、取りまとめ ・近隣地域行事パトロール実施 ・麻生区民まつり対応
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会とりまとめ ・広報誌「なないろ」作成、発行(年3回) ・麻生区PTA協議会研修会
こども110番	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿更新、新規加入者対応、協力施設の確認 ・麻生区情報交換会協力
ベルマーク事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・協力拠点へウェブベルマークについての案内 ・インクカートリッジ回収、集計 ・学校と希望購入品の検討(次年度へ繰り越し)
推薦委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度運営委員選出までの一連の推薦活動(資料作成、勧誘、仮承認)
バレー ボール サークル	<ul style="list-style-type: none"> ・あじさい杯大会出場
	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生区PTA主催バレー ボール 大会出場

令和5年度 期末決算書

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

収入総額 2,877,925 円
 支出総額 1,416,116 円
 差引残高 1,461,809 円

1. 収入の部

項目	予算額	期末決算額	比較増減	摘要
会費(会費収入)	1,430,100	1,382,850	▲ 47,250	350円×439(世帯数403+職員数36)×9ヶ月
雑収入(預金利子)	0	11,111	11,111	
繰越金	1,483,964	1,483,964	0	前年度繰越金
合計	2,914,064	2,877,925	▲ 36,139	

2. 支出の部

項目	予算額	期末決算額	予算残額	備考
1 会議費	0	0	0	
2 事務費				
1 印刷費	40,000	12,012	27,988	印刷機リース代
2 消耗品費	90,000	45,788	44,212	コピー用紙、封筒、インク・マスター、事務用品 他
3 通信費	70,000	67,596	2,404	切手代 他
4 交通費	20,000	4,840	15,160	各種研修会等参加交通費
5 雜費	50,000	23,000	27,000	学校備品使用料
小計	270,000	153,236	116,764	
3 一般活動費				
1 学年委員会費	7,000	22,560	▲ 15,560	カラーペーパー
2 ベルマーク事務局	2,000	0	2,000	
3 成人委員会費	90,000	59,173	30,827	成人活動費、サークル活動費 他
4 広報委員会費	150,000	21,520	128,480	広報誌発行費用 他
5 校外委員会費	80,000	40,854	39,146	パトロール用品、資源回収用品、腕章 他
6 こども110番	5,000	6,468	▲ 1,468	はがき・切手
7 運動会関係費	155,000	151,860	3,140	警備員費、運動会消耗品、参加賞費用 他
8 その他活動費	50,000	30,410	19,590	給食配膳帽子(新1年生用)
小計	539,000	332,845	206,155	
4 教育活動費				
1 学校行事費	80,000	50,000	30,000	入学式・卒業式花代
2 指導者研修費	32,000	21,000	11,000	市P及び区P主催指導者研修会参加費
3 環境整備費	50,000	50,000	0	行事環境整備費
小計	162,000	121,000	41,000	
5 特別活動費				
1 奨励費	360,000	430,475	▲ 70,475	卒業記念品、離退任職員花束 下敷き 他
2 慶弔費	30,000	11,100	18,900	見舞金
3 渉外費	30,000	19,000	11,000	近隣校行事、地域渉外
小計	420,000	460,575	▲ 40,575	
6 分担金	250,000	223,076	26,924	総合補償保険料、区P協、持生社協、地域防犯協、学校保健会費、警察連絡協議会、ビジサポート
7 活動基金	100,000	100,000	0	周年行事積立金
8 予備費	1,173,064	25,384	1,147,680	次年度繰越金
合計	2,914,064	1,416,116	1,497,948	

上記の通り相違なくご報告します。

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

会長

諸野裕子



会計

下垣内正義



会計

川村麻紀子



上記の決算は、監査の結果相違ないことを証します。

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

会計監査

長谷瑛里佳



会計監査代理

前田俊子



令和6年 4月5日

令和5年度 資源回収収益金 会計報告

収入総額(A)	繰越金	¥ 1,021,820
	収益金 (R5.4月～R6.3月分)	¥ 2,500
	川崎市生活環境局よりの奨励金	¥ 112,560
	利息	¥ 8
	合 計	¥ 1,136,888

支出総額(B)	学校行事補助金	¥ 78,510
	図書室寄贈書籍代	¥ 88,000
	合 計	¥ 166,510

差引残高	(A) - (B)	¥ 970,378
------	-----------	-----------

上記の通りご報告いたします。

令和6年4月5日

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

会長 諸野 裕子 
 会計 下垣内 正義 
 会計 いのす 麻紀子 

監査の結果、上記の通り相違ないことを証します。

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

会計監査 長谷 琢里佳 
 会計監査代理 前田 悅子 

令和5年度 周年行事積立金 会計報告

収入総額(A)	繰越金	¥ 1,365,480
	今年度積立金 (一般会計より)	¥ 100,000
	利息	¥ 12
	合 計	¥ 1,465,492

支出総額(B)	合 計	¥ -
---------	-----	-----

差引残高	(A) - (B)	¥ 1,465,492
------	-----------	-------------

上記の通りご報告いたします。

令和6年4月5日

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

会 長	諸伊野 裕子	諸伊野
会 計	下垣内 正義	下垣内
会 計	川村 麻衣子	川村

監査の結果、上記の通り相違ないことを証します。

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

会計監査	長谷 琢里佳	長谷
会計監査代理	前田 悠子	前田

第3号議案

川崎市立王禅寺中央小学校 P T A

規約・細則

川崎市立王禅寺中央小学校 P T A 個人情報取扱規約

令和6年度改定



川崎市立王禅寺中央小学校

〒215-0018 川崎市麻生区王禅寺東4-14-1

TEL 044-988-9700 FAX 044-988-7493

川崎市立王禅寺中央小学校 P T A 規約（案）

第1章 名称・事務局

第1条 本会は、川崎市立王禅寺中央小学校 P T A（以下「本会」という）と称し、事務局を川崎市立王禅寺中央小学校（川崎市麻生区王禅寺東4-14-1、（以下「本校」という）に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、次の目的を目指す。

- (1) 本校に在籍する児童の心身の健全な育成と、幸福の増進をはかる。
- (2) 学校と家庭とで密接な連絡をとり、本校の教育目標の達成につとめる。
- (3) 学校、家庭、地域社会の教育環境の向上をはかる。
- (4) 会員相互の親睦を深め、相互に学びあう。

第3章 方針

第3条 本会は、次の方針にしたがって、自主的、民主的に運営する。

- (1) 会員が、互いに話し合い励まし合って、温かい人間関係をつくるように努める。
- (2) 特定の政治家、政党、宗教および思想に偏らず、また、営利的行為は行わない。
- (3) 他のいかなる団体、機関などの支配や干渉を受けない。
- (4) 本校の管理や人事に干渉しない。

第4章 活動

第4条 本会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 教育環境の整備充実に関するこ
- (2) 児童の校外生活指導に関するこ
- (3) 児童の学習生活の充実および保健厚生に関するこ
- (4) 保護者及び教職員相互の研修と親睦に関するこ
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な活動

第5章 会員

第5条 本会は、この会に賛同して入会した、本校に在籍する児童の保護者と教職員を会員とする。（ただし、保護者の会員たる資格は、各家庭に1つとする。）また、会員はすべて平等に権利をもち、本会が定める目的に対して平等に責任を有する。

第6条 本会の会員は、この会に退会を届けることにより、いつでも退会することができる。

第7条 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 保護者の会員の家庭から本校に在籍する児童がいなくなったとき。
- (2) 教職員の会員が本校に勤務しなくなったとき。

第6章 会計

第8条 本会の経費は、PTA会費（学校活動費）およびその他の収入をもってこれにあてる。

第9条 会費は、1世帯あたり月額350円とする。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第11条 本会の必要経費に関する事項は細則に定める。

第7章 役員(運営委員)および会計監査

第12条 本会に次の役員および会計監査(運営委員、以下「役員」という)を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 学年委員長・副委員長
- (6) 成人委員長・副委員長
- (7) 校外委員長・副委員長
- (8) 広報委員長・副委員長
- (9) 会計監査(保護者2名・教頭)

第13条 本会の役員の選出は、細則に定める方法による。

第14条 役員等の任期は、年度初めに開催する総会にて承認後から次年度総会承認までとする。役員等は、その任期中はもとより、その任期後も、新たに選出された役員等への引継ぎを誠実に行う。

第15条 役員等の任期は1年とし、再任を妨げない。

第16条 退会その他やむを得ない事由により会長が欠けたときは、新会長が選任されるまでの間、副会長が会長の職務を代行する。

第17条 退会その他やむを得ない事由により役員等が欠けたときは、役員会が保護者の会員の中から候補者を選出し、運営委員会の承認を受けて欠員を補充することができる。ただしその任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 書記は本会の会議の議事等を記録し、通信、その他の書類の保管等庶務を行う。
- (4) 会計は本会の会計事務を行う。

- (5) 役員に規定される専門委員会の委員長・副委員長は、本会の任意係り活動を統括する。
- (6) 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 総会

- 第19条 総会は、全会員をもって構成する本会の最高意思決定機関であり、総会は次のとおりとする。
- (1) 総会は、定期総会および臨時総会とする。
 - (2) 総会は、いずれも会長が招集する。
 - (3) 定期総会は年度始めに開催し、役員等の承認、前年度の活動報告および決算報告の承認、新年度の活動計画および予算案の承認、規約改正、経費、その他本会の運営上重要と認められる事項を審議し決定する。
 - (4) 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があつたときに開催する。
 - (5) 総会の定足数は全会員の5分の1（有効な委任状を提出したものを含む）とする。
 - (6) 総会の議決は、出席会員の過半数とする。
 - (7) 総会における議決権は、保護者会員にあっては、1世帯たり1票とする。
 - (8) 総会の出席は、書面あるいはオンライン評決の意思表示も出席とみなす。

第9章 運営委員会

- 第20条 運営委員会は、本会の最高執行機関であり、次のとおりとする。
- (1) 運営委員会は、全役員、校長、教頭、教務主任で、これを構成する。
 - (2) 運営委員会の議長は、副会長のうち1名があたる。
 - (3) 運営委員会は、会長が招集する。
- 第21条 運営委員会は、役員会が必要と認めるときに開催することができる。
- 第22条 運営委員会は、次のことがらについて審議し、議決する。
- (1) 本会の活動および運営に関すること
 - (2) 総会に提出する議案（活動計画案・予算案等）
 - (3) 規約および細則制定、改定等
 - (4) その他、重要な事項
- 第23条 運営委員会の定足数は、第7章、第12条に定める構成員のうち、会計監査を除く2分の1とする。
- 第24条 運営委員会の議決は、会計監査を除く出席構成員の過半数とする。

第10章 附則

- 第25条 本会の規約の改廃は、細則も含め、総会の7日前までに公示のうえ、総会の決議をもって行

う。

第26条 本規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会で定めることができる。

第27条 本会が活動を行うために必要な個人情報の取得・利用・提供および管理については、「川崎市立王禅寺中央小学校 P T A 個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第28条 本会発足初年度に限り、会計を3名（保護者）とする。

第29条 本会の設立日は、平成21年4月1日とする。令和6年度の川崎市立王禅寺中央小学校 P T A 任意化に基づく見直しに伴い、本規約は令和6年4月1日から施行する。

平成22年4月 一部改正

平成29年4月 一部改正

令和3年4月 一部改正

令和4年4月 一部改正

令和6年4月 規約改定

川崎市立王禅寺中央小学校 P T A 細則（案）

第1章 役員(運営委員)・会計監査の選出・就任

(選出)

第1条 役員(運営委員、以下省略)・会計監査の選出は、次のとおり行われる。

- (1) 推薦活動は行わない。運営委員会から募集案内を配信し、立候補制とする。
- (2) 第7章、第12条に定める役員に満たない場合でも、運営委員会で協議し、立候補者のみでの運営を先行する。欠員役員を無理に選出しない。

(就任)

第2条 役員・会計監査の就任は、次のとおりとする。

- (1) 役員および会計監査は、定期総会にて承認後、就任する。
- (2) 会長に欠員が生じた時は、副会長の互選により1名が会長へ就任する。これによって生じた副会長の欠員は補充しない。
- (3) 会長・副会長以外の役員に欠員が生じた時は、運営委員が補充を必要とした場合のみ補充し、その任期は、いずれも前任者の残任期間とする。
- (4) 会計監査の欠員は補充しない代わりに、その残任期間は副会長を置く。

第2章 経費

(交通費)

第3条 交通費については、次のとおりとする。

- (1) 校区内で行われる活動に関しては、交通費は支給しないものとする。
- (2) 区P市P活動の行事へ文書による正式要請に限り、校区外交通費（電車・バス）による実費精算とする。
- (3) 交通費支給は、自宅の最寄り駅、最寄りのバス停を基準とする。
- (4) 個人の判断による車・バイク・自転車を使用の際は、交通費の請求については支給しないものとする。
- (5) 校区外でのお通夜、葬儀、会議等、PTAを代表して出席する場合は、実費精算とする。
- (6) 車・バイク等の使用は、原則禁止とする。
- (7) 交通費の支給については現金支給とし、各自専用書類に公共交通機関の経路、金額（内税）、日付、署名、捺印等記入し、必要証明書を添付の上、会計に提出し精算する。
- (8) 交通費については、基本的に年度内処理を原則とし、次年度への繰り越しあしないものとする。

(使途)

第4条 PTA活動における必要な経費は、運営委員会およびPTA関連団体の運営活動費への支出や、一部の地域、一部の関連団体に偏ることなく、会員全員が円滑な活動を行うものに支出さ

れることを原則とする。詳細については、次のとおりとする。

- (1) 入学式（1年生）、運動会、卒業式（6年生）等の、児童への行事記念品の提供
- (2) 運動会警備費
- (3) 入学時に保護者へ配布するパトロール腕章の購入
- (4) 卒業生用コサージュの購入
- (5) ビジサポ保険加入
- (6) P T A活動に伴う、研修会などへの参加費
- (7) 麻生区P T A協議会分担金
- (8) P T A主催および共同主催事業に要する経費
- (9) P T A下団体からの要望による事業経費
- (10) その他、P T A活動に伴う必要経費

第3章 資源回収収益金

(収入・支出)

第5条 資源回収の収入は、資源回収等の収益金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第6条 資源回収の収益金は、学校環境整備、児童の教育活動およびP T A活動に係る経費に支出することができる。

第7条 資源回収の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第4章 慶弔および見舞い金

(慶祝)

第8条 1年生入学および6年生卒業を祝して記念品を贈る。

第9条 教職員が離退職した場合には、謝意を表すことができる。

(弔慰)

第10条 児童・会員が死亡した場合は、上限を2万5千円として弔慰金、供花等で弔慰を表す。

第11条 教職員の親族が死亡した場合は、上限を2万円として弔慰金、供花等で弔慰を表す。この場合の親族とは、実父母、配偶者、子とする。

第12条 弔慰金に税は含まず、弔慰金に別途消費税がかかる場合は、別に慶弔費から支出する。

(見舞い)

第13条 児童・教職員が負傷または疾病のため7日以上入院した場合は、見舞金5千円を贈る。

第5章 係り活動(ボランティア募集)

(種別)

第14条 本校と本会が必要と判断する活動に応じて、運営委員会から会員に係りの募集を行う。係り

については次のとおりとする。

- (1) 副会長のもとにこども110番係り・推薦係り・イベントお手伝い係りを置くものとする。
- (2) 学年正副委員長のもとに運動会前日準備係り・運動会当日サポート係りを置くものとする。
- (3) 成人正副委員長のもとに成人講座係り・給食試食会係りを置くものとする。
- (4) 校外正副委員長のもとに交通安全見守り・行パトロール係りを置くものとする。
- (5) 広報正副委員長のもとに運動会撮影係りを置くものとする。

第15条 本会による係り募集の結果、ボランティアが集まらない係りについては、運営委員会で取り扱い、必要な有無に応じて発足の可否を決める。

第16条 係り活動への参加不参加は、保護者が自由に選択できる。

第6章 附則

第17条 返礼は受けないものとする。

第18条 その他、特別な場合は、運営委員会で協議する。

第19条 この細則の改定は運営委員会の議決による。

第20条 本会の設立日は、平成21年4月1日とする。令和6年度の川崎市立王禅寺中央小学校PTA任意化に基づく見直しに伴い、本細則は令和6年4月1日から施行する。

平成22年4月 一部改正、一部追加

平成29年4月 一部改正

令和6年4月 細則改定

川崎市立王禅寺中央小学校 P T A 個人情報取扱規約(案)

(目的)

第1条 この規則は、川崎市立王禅寺中央小学校 P T A（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員(運営委員、以下省略)とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 円滑な P T A 活動をおこなうために以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定めて公開し、本人に明示する。

- (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

(利用)

第8条 取得した個人情報は必要に応じて以下の目的のために使用する。

- (1) P T A活動に必要な名簿の作成
- (2) 文書の送付

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど以下に留意し適切におこなう。

1. 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。
2. 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、当該個人データを利用しない、適切にアクセス制限を行っているクラウドサービス事業者を利用する。
3. 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。
4. クラウドサービスに保管された個人情報を含む電子データは、本会が所有するパソコンを除き、みだりにダウンロードしない。
5. クラウドサービスのアカウントIDとパスワードは、第5条に定めた取扱者が適切に管理する。
6. クラウドサービスのパスワードは年1回以上変更するものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(共同利用)

第13条 本会は、川崎市立王禅寺中央小学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- (1) 利用する項目：第7条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲：川崎市立王禅寺中央小学校と本会
- (3) 利用目的：第8条で定める通り
- (4) 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く）に提供了ときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名

(2) 提供する対象者の氏名

(3) 提供する情報の項目

(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者（第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 本会の「川崎市立王禅寺中央小学校PTA個人情報取扱規約」は、運営委員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(附則)

この川崎市立王禅寺中央小学校PTA個人情報取扱規約は、令和4年4月21日より施行する。

令和4年4月 PTA規約追加

令和6年4月 一部改正

川崎市立王禅寺中央小学校PTA規約から川崎市立王禅寺中央小学校PTA個人情報取扱規約へ独立

第4号議案

令和6年度PTA役員（運営委員）（案）

役職	氏名
会長	岩越 和幸
副会長1	前田 悠子
副会長2	野中 蘭衣
副会長3	阿式 麻希子
書記	山下 朗
会計	長谷 瑛里佳
会計	鈴木 静香
学年委員長	西尾 美里
学年副委員長	本館 裕子
成人委員長	柴田 智世
成人副委員長	久保田 あき
校外委員長	木内 千砂子
校内外副委員長	井上 瑛子
広報委員長	浅田 有加
広報副委員長	藤田 洋美
広報副委員長	金(橋本)泰淑
会計監査	川村 麻紀子
会計監査	秋本 慧

令和5年度PTA役員（運営委員）退任

役職	氏名
会長	諸野 裕子
副会長1	前田 悠子
副会長2	渋谷 真弓
副会長3	阿式 麻希子
書記	大村 佳子
会計	川村 麻紀子
会計	下垣内 正義
学年委員長	金 泰淑
学年副委員長	吉田 ソヒ
成人委員長	中山 靖子
成人副委員長	潮木 朱峰
校外委員長	鈴木 麻理子
校内外副委員長	宮崎 美紗
校外副委員長	大石 匡子
広報委員長	浅田 有加
広報副委員長	藤田 洋美
会計監査(代理)	前田 悠子
会計監査	長谷 �瑛里佳

1年間ありがとうございました

第5号議案 令和6年度活動計画（案）

〈運営委員会〉

活動内容
<p>【校内関係】</p> <ul style="list-style-type: none">・ P T A 定期総会の開催・ 運営委員会の開催・ 運営委員だよりの作成、配信・ 学校行事への参加、協力(入学式、運動会、卒業式、離退任式など)・ 学校教育推進会議への参加・ こども110番実施委員会への参加・ ベルマーク運動の推進・ P T A 総合補償制度加入
<p>【校外関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域行事への参加、協力・ 王禅寺中央中学校区地域教育会議への参加、協力・ 施設開放委員会への参加・ 地域防犯連絡協議会への参加・ こども文化センター運営協議会への参加、協力・ 柿生地区社会福祉協議会への参加・ 川崎市P T A連絡協議会への参加・ 麻生区P T A協議会の参加・ 川崎市P T A連絡協議会見舞金給付制度の窓口・ 川崎市内他校行事への出席

〈学年委員会〉

活動内容
<p>【校内関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運営委員会への参加・ 運動会関連手伝いと係り活動(ボランティア活動)の取りまとめ・ 家庭数(年度始め)と転出入生の把握、管理・ 次年度P T A活動における係り(ボランティア)取りまとめ
<p>【校外関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 麻生区P T A協議会関連行事への参加

〈成人委員会〉

活動内容
<p>【校内関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運営委員会への参加・ 係り活動(ボランティア活動)の取りまとめ・ 家庭教育学級講座(給食試食会等)の企画と開催・ 成人教育学級講座の企画と開催(予定)・ サークル活動のサポート
<p>【校外関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 麻生区P T A協議会関連行事への参加

<校外委員会>

活動内容
<p>【校内関係】</p> <ul style="list-style-type: none">・運営委員会への参加・資源回収活動の取りまとめ(王禅寺地区：毎月第2月曜 白山地区：毎月21日)・学校行事への参加、協力・春(進級時)、夏休み明け、冬休み明けの交通安全指導実施
<p>【校外関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域行事への参加、協力・王禅寺中央中学校区地域教育会議への参加、協力・地域防犯連絡協議会への参加、協力・夏の交通事故防止キャンペーン活動参加・麻生区PTA協議会校外指導専門委員会への参加

<広報委員会>

活動内容
<p>【校内関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・運営委員会への参加・運動会関連手伝いと係り活動(ボランティア活動)の取りまとめ・広報誌作成と発行(年間3回発行)・学校行事への参加、協力
<p>【校外関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・麻生区PTA協議会活動研修会への参加と年度末活動報告提出

<バレーボールサークル>

活動内容
<p>【校内関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・バレー定期練習、体験会開催予定・施設開放委員会参加
<p>【校外関連】</p> <ul style="list-style-type: none">・麻生区PTA協議会主催大会出場予定・麻生区PTA協議会講習会当の参加

第6号議案

令和6年度予算案

川崎市立王禅寺中央小学校PTA

1.収入の部

項目	予算額	備考
会費(会費収入)	1,519,000	350円×434(世帯数395+職員数39)×10ヶ月
雑収入(預金利子)	0	
線越金	1,461,809	前年度線越金
合計	2,980,809	

2.支出の部

項目	予算額	備考
1 事務費		
1 印刷費	40,000	印刷機リース代、保守契約代
2 消耗品費	70,000	コピー用紙、封筒、インク・マスター、事務用品 他
3 通信費	75,000	切手代 他
5 雑費	40,000	学校備品使用料、溶解処分代
小計	225,000	
3 一般活動費		
1 4役活動費	27,000	各種研修会等参加交通費、ベルマーク宅急便代
2 学年委員会費	1,000	交通費
3 成人委員会費	70,000	成人活動費、サークル活動費 他
4 広報委員会費	40,000	広報誌発行費用 他
5 校外委員会費	50,000	腕章、交通費 他
6 こども110番	10,000	切手、ハガキ 他
7 運動会関係費	160,000	替備員費、運動会消耗品、参加賞費用 他
小計	358,000	
4 教育活動費		
1 学校行事費	50,000	入学式・卒業式花代
2 指導者研修費	30,000	市P及び区P主催指導者研修会参加費
3 環境整備費	50,000	行事環境整備費
小計	130,000	
5 特別活動費		
1 奨励費	330,000	卒業記念品、コサージュ、離退任職員花束、給食配膳帽子(新1年生用) 他
2 慶弔費	20,000	会員慶弔、見舞金
3 涉外費	15,000	近隣校行事、地域涉外
小計	365,000	
6 分担金	250,000	総合補償保険料、区P協、柿生社協、地域防犯協、学校保健会費、警察連絡協議会、ビジサポート
7 活動基金	100,000	周年行事積立金
8 予備費	1,552,809	次年度線越金
合計	2,980,809	

※ ビジサポート学校賠償プラン(一人年額200円)へ児童を対象とし今年度も加入。(別途資料添付)

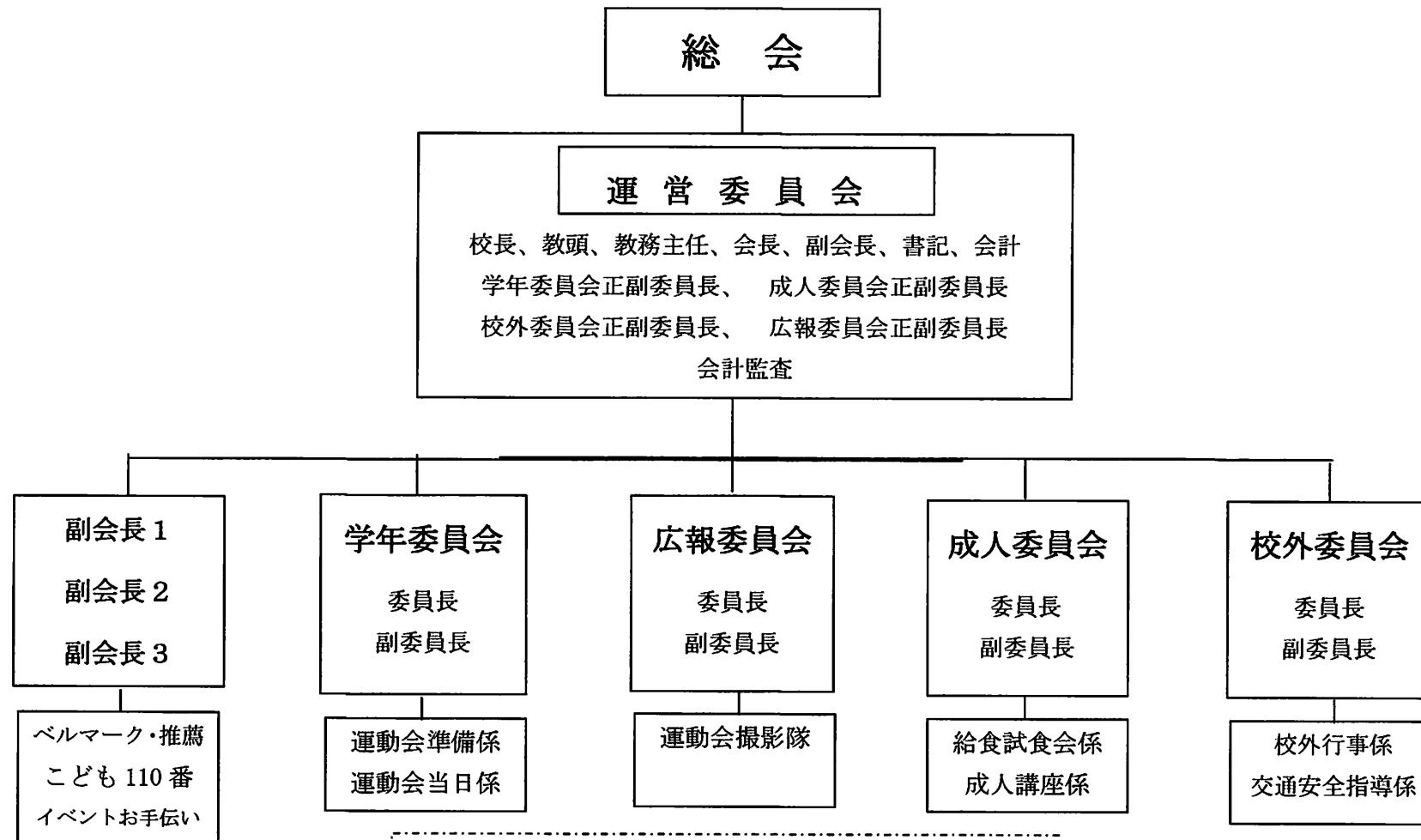
参観日、PTA会議室にてR6度会計開示・質問受付とともに、資料も置きますのでご覧ください。

※ 年度予算に合わせ、年度末2ヶ月分のPTA会費の未徴収を考慮している為、10ヶ月と記載しています。

※ R6.3.28現在で作成した予算案になります。今後も社会情勢を見て対応してまいります。

川崎市立王禅寺中央小学校 P T A 組織図

(保護者と教職員の会)



※これは令和6年度 P T A組織案です

- ・運営委および会計監査は前年度内定
- ・新1年生保護者の皆様には運営委委員会以外の係参加の可否について希望調査を行います。

*感染防止対策による活動縮小の際、人数の変更する場合があります